⑵　多様な地域資源の積極的活用による雇用と所得の創出

農村の豊かな地域資源を最大限活用した新たな価値の創出や農業関連産業の導入等を通じて、農村全体の雇用の確保と所得の向上を促進する。

こうした取組を通じて、これまで農村の域外に流出していた経済的な価値を域内で循環させる地域内経済循環を進めるとともに、将来的には、地域間での経済的なネットワークを強化し、広域的な経済圏域への発展を目指す。

①　地域の農産物等を活かした新たな価値の創出

地域の農業者が、自ら生産した農産物をそのまま出荷するだけでなく、その副産物も含め、消費者や実需者のニーズに対応して、加工、直売等を行い高付加価値化を図るほか、地域の特性に応じて、観光農園、農家レストランや農家民宿等の多様な取組と融合した事業展開を図るなど、地域資源を最大限活用し、農業を起点として新たな価値を創出する６次産業化を推進する。

こうした取組を進めるに当たっては、農業者が主体となった取組に加え、多様な関係者と連携しながら行う地域ぐるみの取組を促進することにより、その相乗効果を地域全体に波及させ、地域の活性化を図る。

②　バイオマスを基軸とする新たな産業の振興

地域に存在する木質・家畜排せつ物・食品廃棄物等のバイオマスを活用して、持続可能な事業を創出し、ここから生み出された経済的価値を農業振興や地域活性化につなげるため、地方公共団体を核に農業者、食品産業事業者、バイオマス事業者等が連携してバイオマス利活用構想を策定する取組を促進する。

こうした構想の具体化に向けて、地域に広く薄く存在するバイオマスについて、事業化が可能な量を製品価格に見合う経費で安定的に調達するための収集・運搬体制の構築等の仕組みづくりや、バイオガスの製造過程で発生する消化液等の副産物の有効活用、バイオガスの熱源利用による農業生産コストの削減等を促進する。

また、更なる効率的な利活用や未利用バイオマスの利活用を実用化するための技術開発等を推進する。

③　農村における地域が主体となった再生可能エネルギーの生産・利用

農村にはバイオマスのほか、水、土地などの資源が豊富に存在しており、これらをバイオマス発電や小水力発電などの再生可能エネルギーとして活用しつつ、農業者など地域主体の取組を拡大することにより、農業経営の改善や地域への利益還元を進め、農村の活性化を図る。

このため、「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律」（平成25年法律第81号）を積極的に活用し、農地等の利用調整を適切に行いつつ、再生可能エネルギーの導入と併せて、地域農業の健全な発展に資する取組を促進する。

再生可能エネルギーの導入が、農業生産コストの削減や農業者の所得向上等につながるよう、エネルギーを農業用施設等で自家利用する事業モデルの構築や農村地域におけるエネルギー需給のマッチング支援等を図ることにより、再生可能エネルギーの地産地消を推進する。

固定価格買取制度の適正な運用を基礎としつつ、低コスト化・高効率化のための技術開発、送配電網の整備等を推進し、関係府省の連携の下、再生可能エネルギーの普及に向けた環境整備を図る。また、今後の電力システム改革により、平成28年を目途に小売参入が自由化されることを踏まえ、地域への利益還元の効果も見極めつつ、農村地域の関係者が主体となった電力小売業の形成を促進する。

④　農村への農業関連産業の導入等による雇用と所得の創出

食品製造業など農業関連産業の農村への導入等を通じた、農村における雇用と所得の創出を促進するための環境整備を図る。また、関係府省の連携の下、農村への農業関連産業の誘致等による就業機会の拡大に関する総合的な施策の在り方について検討する。

農産物等の地域資源の活用などにより、ビジネスとしての事業活動と地域の課題解決に一体的に取り組む、いわゆる「社会的企業」（ソーシャル・ビジネス）など、農業・農村の活性化に貢献する新たな取組を進めるための環境整備を推進する。

⑶　多様な分野との連携による都市農村交流や農村への移住・定住等

国民の農業・農村に対する理解と関心を深め、多様な人材を取り込むとともに、国民が豊かさを実感することができる社会の構築に貢献する観点から、都市農村交流や農村への移住・定住の促進、都市農業の振興を図る。

①　観光、教育、福祉等と連携した都市農村交流

都市と農村の交流は、それぞれの住民による相互理解を深めつつ、農村の価値を再評価することにより、農村に人を呼び込み、新たな経済活動を創出する契機となるものであることから、地域の創意工夫による取組を進め、雇用の創出と所得の向上に結びつけていくことが期待される。

このため、農業・農村に対する国民の関心の高まりやニーズの変化を踏まえ、関係府省の連携の下、農業を軸に観光、教育、福祉等多様な分野の連携を深め、都市と農村の交流を戦略的に推進する。

具体的には、「農観連携の推進協定」（農村の魅力と観光需要を結ぶ取組を推進するための農林水産省と観光庁との協定）に基づき、農業体験等を含むグリーン・ツーリズムと広域観光周遊ルート等を組み合わせることで、新たな観光需要の開拓を図るとともに、若者や女性、高齢者の視点を活かした豊かな自然や食を活用した魅力ある観光地域づくりや効果的な情報発信を行う取組を推進する。

あわせて、オリンピック・パラリンピック東京大会を契機に増加が見込まれる訪日外国人旅行者を農村へ呼び込むため、外国人旅行者のニーズも踏まえた体験プログラムの開発や言語、習慣等に対応した受入体制の構築、プロモーション活動を推進する。

子供の農業・農村体験が、食の大切さや農業・農村への理解・関心を深めるとともに、豊かな人間性や社会性を育む等の効果が期待されることから、子供の農村での宿泊による農業体験等の取組を促進するため、宿泊・体験施設の整備や受入体制づくり、体験活動を支援する人材の育成等を推進する。

農作業による心身の健康増進の効果等に着目し、高齢者の健康や生きがいの向上、障害者や生活困窮者の自立を支援するための福祉農園の拡大、定着等に向けた取組を推進する。

②　多様な人材の都市から農村への移住・定住

高齢化、人口減少が都市部に先駆けて農村で進行する中、都市住民が農村とのつながりを強めていくことをきっかけとして、女性や高齢者を含め、今後の農村地域の活性化を担う人材の確保につなげていくとともに、都市で社会経験を積んだ者など多様な人材が、異分野で身につけたノウハウ等を発揮し、地域全体で６次産業化などの新たな取組に発展させていくことも期待される。

このため、都市と農村の交流を一過性の取組に終わらせることなく、交流人口の増加を移住・定住へと発展させていくための取組を推進する。